

川崎市市民館の使用料、利用料金等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 4 6 号

川崎市市民館の使用料、利用料金等に関する規則の一部を改正する規則
川崎市市民館の使用料、利用料金等に関する規則（令和7年川崎市規則第4
8号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「改正後の」を「この」に改め、附則に次の1項を加える。

- 4 令和8年3月31日までの間に市長に対して行われた使用料の減額又は免除に係る申請で、同年4月1日において指定管理者に対して行われるべきものとなるものは、同日以後においては、指定管理者に対して行われた利用料金の減額又は免除に係る申請とみなす。

別表の1 ホールの表舞台設備の項及びその他の項を次のように改める。

舞台設備	演壇	330円	1	1式	
	司会者台	220円	1	1台	
	反響板	1,680円	1	1式	照明付
	指揮台	110円	1	1台	
	指揮者用譜面台	110円	1	1台	
	譜面台	55円	1	1台	
	譜面灯	55円	1	1台	
	椅子	22円	1	1脚	
	コントラバス用椅子	55円	1	1脚	
	長机	110円	1	1脚	
	所作台	2,240円	1	1式	
	平台	110円	1	1台	
	足	11円	1	1個	
	松羽目	1,120円	1	1式	
	鳥屋囲	560円	1	1式	
	金屏風	1,120円	1	1双	
	銀屏風	1,120円	1	1双	
紅白幕	220円	1	1枚		

	浅黄幕	220円	1	1枚	
	紗幕	220円	1	1枚	
	遠見	1,120円	1	1枚	
	地がすり	330円	1	1枚	
	もうせん	330円	1	1枚	
	長座布団	110円	1	1枚	
	高座用座布団	110円	1	1枚	
	座布団	22円	1	1枚	
	上敷	110円	1	1枚	
	大太鼓	220円	1	1式	
	ピアノ	5,600円	1	1台	フルコンサート ト（調律別）
	スクリーン	220円	1	1張	
	浴室	560円	1	1室	
その他	映写機	890円	1	1台	16ミリ
	液晶プロジェクター	1,680円	1	1台	幸に限る。
	持込器具	110円	1	1キロ ワット	

別表の2大会議室の表を次のように改める。

2 大会議室

品名	金額	回数	単位	付記
拡声装置	1,680円	1	1式	テープレコーダー レコードプレーヤー マイクロホン
照明設備	1,120円	1	1式	宮前に限る。
ピアノ	3,360円	1	1台	セミコンサート ト（調律別）
レクチャーテーブル	560円	1	1式	会議室にも適用

別表の3その他の設備の表を削る。

別表備考第1項中「この表1及び2」を「この表」に改め、同表備考第3項を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。